

公益社団法人厚木市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対して、その運営及び活動を支援するため補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象は、センター職員の人件費、事務費その他センターの事業運営に直接必要と認められる経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の補助対象について、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金は、原則として4月（前期）及び9月（後期）に分けて交付するものとする。

(補助金の返還)

第5条 センターの代表者は、補助金に余剰が生じたときは、厚木市に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。